

## 第 4 税率等に関する調

## 1 税 率 表

(その1)

(平成30年12月1日現在)

税目	課 税 標 準	税 率		
道	1 個人所得割 (1) 札幌市が課税するもの	課税総所得金額	2/100 (賦課期日が平成29年 12月31日以前のものに ついては4/100)	
	(2) その他のもの	”	4/100	
	2 個人均等割	年 額	1,500円	
	3 法人税割 不均一課税適用法人	法人税額	4/100	
	(1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下のもの (2) 資本又は出資を有しないもの(保険業法に規定 する相互会社を除く。) (3) 収益事業を行う法人でない社団又は財団	法人税額	3.2/100	
	民	4 法人均等割	資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が1,000万円以下 であるもの 公共法人、公益法人等	20,000円
			資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が1,000万円を超え 1億円以下であるもの	50,000円
			資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が1億円を超え 10億円以下であるもの	130,000円
			資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が10億円を超え 50億円以下であるもの	540,000円
			資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が50億円を超えるもの	800,000円
5 利 子 割	支払いを受けるべき利子等の額	5/100		
6 配 当 割	支払いを受けるべき特定配当等の額	5/100		
税	7 株式等譲渡所得割	特定株式等の譲渡所得金額	5/100	
事          業          税	1 電気供給業、ガス供給業、生命保険事業又は損害保険事業を行う法人	収入金額	0.9/100	
	2 その他の事業を行う法人 (1) 特 別 法 人	所得のうち年400万円以下の金額	3.4/100	
		所得のうち年400万円を超える金額	4.6/100	
	(2) 外形対象法人 ア 所得割	出資金の額等が1千万円以上で 3以上の都道府県に事務所など を持っている法人の所得	4.6/100	
		所得のうち年400万円以下の金額	0.3/100	
		所得のうち年400万円を超え 年800万円以下の金額	0.5/100	
		所得のうち年800万円を超える金額	0.7/100	
		資本金の額又は出資金の額が1千万 円以上で3以上の都道府県に事務所 などを持っている法人の所得	0.7/100	

(平成30年12月1日現在)

税目	課税標準	税率	
事業税	イ 付加価値割	付加価値額 1.2/100	
	ウ 資本割	資本金等の額 0.5/100	
	(3) その他の法人	所得のうち年400万円以下の金額	3.4/100
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.1/100
		所得のうち年800万円を超える金額	6.7/100
		資本金の額又は出資金の額が1千万円以上で3以上の都道府県に事務所などを持っている法人の所得	6.7/100
	3 第一種事業を行う個人	課税所得金額 5/100	
4 第二種事業を行う個人	” 4/100		
5 第三種事業（次の事項を除く。）を行う個人	” 5/100		
6 第三種事業のうちあん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業	” 3/100		
地方消費税	国内での販売、サービスの提供及び輸入される貨物	国の消費税額 17/63	
不動産取得税	不動産を取得した場合	取得した時における不動産の価格 4/100 (平成33年3月31日までに 行われた住宅及び土地の 取得については3/100)	
道たばこ税	卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡した製造たばこ	製造たばこの本数 1,000本につき 930円 (旧3級品の紙巻たばこ（わかば、エコー、しんせい、 ゴールデンバット、ウルマ 及びバイオレットの6銘柄） については、656円)	
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者	1 人 1 日につき 1,200円 2 級 ” 1,120円 3 級 ” 1,040円 4 級 ” 960円 5 級 ” 880円 6 級 ” 800円 7 級 ” 720円 8 級 ” 640円 9 級 ” 560円 10 級 ” 480円 11 級 ” 400円	

(その2)

(平成30年12月1日現在)

税目	課 税 標 準	税 率
自 動 車 取 得 税	1 軽自動車又は営業用自動車の取得	取得価額 3/100 (当分の間、2/100)
	2 軽自動車以外の自家用自動車の取得	取得価額 3/100
	3 環境負荷の小さい自動車に係る軽減措置(新車新規登録を受けるもの)	
	(1) 電気自動車又は一定の排ガス要件を満たす天然ガス自動車	取得価額 非課税
	(2) プラグインハイブリッド自動車	" "
	(3) 一定の要件を満たす環境性能に優れたディーゼル乗用車	" "
	(4) 次に掲げるガソリン自動車(アからオについてはLPG乗用車を含む)	
	ア 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成32年度燃費基準を40%以上達成した乗用車	" "
	イ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成32年度燃費基準を30%以上達成した乗用車	" 1、2の税率の80%を軽減
	ウ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成32年度燃費基準を20%以上達成した乗用車	" 1、2の税率の60%を軽減
	エ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成32年度燃費基準を10%以上達成した乗用車	" 1、2の税率の40%を軽減
	オ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成32年度燃費基準を達成した乗用車	" 1、2の税率の20%を軽減
	カ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準を25%以上達成した車両総重量2.5t以下のバス・トラック	" 非課税
	キ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準を20%以上達成した車両総重量2.5t以下のバス・トラック	" 1、2の税率の80%を軽減
	ク 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準を15%以上達成した車両総重量2.5t以下のバス・トラック	" 1、2の税率の60%を軽減
	ケ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準を10%以上達成した車両総重量2.5t以下のバス・トラック	" 1、2の税率の40%を軽減
	コ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準を5%以上達成した車両総重量2.5t以下のバス・トラック	" 1、2の税率の20%を軽減
	サ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準を15%以上達成した車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	" 非課税
	シ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準を10%以上達成した車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	" 1、2の税率の75%を軽減
	ス 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準を5%以上達成した車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	" 1、2の税率の50%を軽減
セ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準を達成した車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	" 1、2の税率の25%を軽減	
ソ 平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減かつ平成27年度燃費基準を15%以上達成した車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	" 1、2の税率の75%を軽減	
タ 平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減かつ平成27年度燃費基準を10%以上達成した車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	" 1、2の税率の50%を軽減	
チ 平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減かつ平成27年度燃費基準を5%以上達成した車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	" 1、2の税率の25%を軽減	
(5) 次に掲げるディーゼル自動車		
ア 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度燃費基準を15%以上達成した車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	" 非課税	
イ 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度燃費基準を10%以上達成した車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	" 1、2の税率の75%を軽減	
ウ 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度燃費基準を5%以上達成した車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	" 1、2の税率の50%を軽減	
エ 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度燃費基準を達成した車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	" 1、2の税率の25%を軽減	
オ 平成21年排出ガス基準適合かつ平成27年度燃費基準を15%以上達成した車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	" 1、2の税率の75%を軽減	

(平成30年12月1日現在)

税目	課 税 標 準	税 率	
自	カ 平成21年排出ガス基準適合かつ平成27年度燃費基準を10%以上達成した車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	取得価額	1、2の税率の50%を軽減
	キ 平成21年排出ガス基準適合かつ平成27年度燃費基準を5%以上達成した車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	〃	1、2の税率の25%を軽減
	ク 平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度重量車燃費基準を15%以上達成した車両総重量3.5t超のバス・トラック	〃	非課税
	ケ 平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度重量車燃費基準を10%以上達成した車両総重量3.5t超のバス・トラック	〃	1、2の税率の75%を軽減
	コ 平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度重量車燃費基準を5%以上達成した車両総重量3.5t超のバス・トラック	〃	1、2の税率の50%を軽減
	サ 平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度重量車燃費基準を達成した車両総重量3.5t超のバス・トラック	〃	1、2の税率の25%を軽減
	4 環境負荷の小さい自動車に係る軽減措置(新車新規登録を受けるもの以外のもの)		
動	(1) 電気自動車又は一定の排ガス要件を満たす天然ガス自動車	取得価額から45万円を控除した額	1、2の税率
	(2) プラグインハイブリッド自動車	〃	〃
	(3) 一定の要件を満たす環境性能に優れたディーゼル乗用車	〃	〃
	(4) 次に掲げるガソリン自動車(アからオについてはLPG乗用車を含む)	〃	〃
	ア 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成32年度燃費基準を40%以上達成した乗用車	〃	〃
	イ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成32年度燃費基準を30%以上達成した乗用車	取得価額から35万円を控除した額	〃
	ウ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成32年度燃費基準を20%以上達成した乗用車	取得価額から25万円を控除した額	〃
	エ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成32年度燃費基準を10%以上達成した乗用車	取得価額から15万円を控除した額	〃
	オ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成32年度燃費基準を達成した乗用車	取得価額から5万円を控除した額	〃
	カ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準を25%以上達成した車両総重量2.5t以下のバス・トラック	取得価額から45万円を控除した額	〃
取	キ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準を20%以上達成した車両総重量2.5t以下のバス・トラック	取得価額から35万円を控除した額	〃
	ク 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準を15%以上達成した車両総重量2.5t以下のバス・トラック	取得価額から25万円を控除した額	〃
	ケ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準を10%以上達成した車両総重量2.5t以下のバス・トラック	取得価額から15万円を控除した額	〃
	コ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準を5%以上達成した車両総重量2.5t以下のバス・トラック	取得価額から5万円を控除した額	〃
	サ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準を15%以上達成した車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	取得価額から45万円を控除した額	〃
	シ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準を10%以上達成した車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	取得価額から35万円を控除した額	〃
	ス 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準を5%以上達成した車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	取得価額から25万円を控除した額	〃
得	セ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準を達成した車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	取得価額から15万円を控除した額	〃
	ソ 平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減かつ平成27年度燃費基準を15%以上達成した車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	取得価額から35万円を控除した額	〃
	タ 平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減かつ平成27年度燃費基準を10%以上達成した車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	取得価額から25万円を控除した額	〃
	チ 平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減かつ平成27年度燃費基準を5%以上達成した車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	取得価額から15万円を控除した額	〃
	ト 平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減かつ平成27年度燃費基準を5%以上達成した車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	取得価額から15万円を控除した額	〃

(その3)

(平成30年12月1日現在)

税目	課 税 標 準	税 率	
自動車取得税	(5) 次に掲げるディーゼル自動車（ハイブリッド自動車に限る） ア 平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度重量車燃費基準を15%以上達成した車両総重量3.5t超のバス・トラック	取得価額から45万円を控除した額	1、2の税率
	イ 平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度重量車燃費基準を10%以上達成した車両総重量3.5t超のバス・トラック	取得価額から35万円を控除した額	〃
	ウ 平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度重量車燃費基準を5%以上達成した車両総重量3.5t超のバス・トラック	取得価額から25万円を控除した額	〃
	エ 平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度重量車燃費基準を達成した車両総重量3.5t超のバス・トラック	取得価額から15万円を控除した額	〃
	5 その他の軽減措置（新車新規登録を受けるもの） (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するノンステップバス	取得価額から1,000万円を控除した額	1、2の税率
	(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するリフト付きバス（乗車定員30人以上）	取得価額から650万円を控除した額	〃
	(3) 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するリフト付きバス（乗車定員30人未満）	取得価額から200万円を控除した額	〃
	(4) 一般乗用旅客自動車運送事業者が導入するユニバーサルデザインタクシー	取得価額から100万円を控除した額	〃
	(5) 車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備える車両で車両総重量3.5t超8t以下のトラック	取得価額から350万円を控除した額	〃
	(6) 衝突被害軽減制動制御装置を備える車両で車両総重量5t以下のバス等	〃	〃
	(7) 車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備える車両で車両総重量5t超12t以下のバス等	〃	〃
	(8) 車線逸脱警報装置を備える車両で車両総重量3.5t超8t以下のトラック	取得価額から175万円を控除した額	〃
	(9) 車線逸脱警報装置を備える車両で車両総重量20t超22t以下のトラック	〃	〃
	(10) 車線逸脱警報装置を備える車両で車両総重量5t以下のバス等	〃	〃
	(11) 車線逸脱警報装置を備える車両で車両総重量5t超12t以下のバス等	〃	〃
	(12) 車線逸脱警報装置を備える車両で車両総重量12t超のバス等	〃	〃
(13) 衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備える車両で車両総重量5t以下のバス等	取得価額から525万円を控除した額	〃	
(14) 車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置又は車線逸脱警報装置のいずれか2以上を備える車両で車両総重量5t超12t以下のバス等	〃	〃	
(15) 車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置又は車線逸脱警報装置のいずれか2以上を備える車両で車両総重量3.5t超8t以下のトラック	〃	〃	
(16) 車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置のいずれも備える車両で車両総重量8t超20t以下のトラック	取得価額から350万円を控除した額	〃	
	※ 3と5の軽減措置に該当する場合は、選択するいずれか一方が適用となる。 ※ 5の軽減措置において、「トラック」はけん引車及び被けん引車を除いたもの、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。		
軽油引取税	1 軽油の引取りで現実の納入を伴うもの 2 製造軽油等の販売、消費等	1 キロリットルにつき	15,000円 (当分の間、32,100円)
自動車税	1 乗 用 車（三輪の小型自動車であるものを除く。） (1) 営 業 用 ア 総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの ウ 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの エ 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの オ 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの カ 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの キ 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの ク 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの	1 台につき 年額	7,500円 8,500円 9,500円 13,800円 15,700円 17,900円 20,500円 23,600円

(平成30年12月1日現在)

税目	課 税 標 準	税 率	
自	ケ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの	1台につき 年額	27,200円
	コ 総排気量が6リットルを超えるもの	〃	40,700円
	(2) 自家用		
	ア 総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの	〃	29,500円
	イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの	〃	34,500円
	ウ 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの	〃	39,500円
	エ 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの	〃	45,000円
	オ 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの	〃	51,000円
	カ 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの	〃	58,000円
	キ 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの	〃	66,500円
	ク 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの	〃	76,500円
	ケ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの	〃	88,000円
コ 総排気量が6リットルを超えるもの	〃	111,000円	
動 車	2 トラック(三輪の小型自動車であるものを除く。)		
	(1) 営業用(けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。)		
	ア 最大積載量が1トン以下のもの	1台につき 年額	6,500円
	イ 最大積載量が1トンを超え、2トン以下のもの	〃	9,000円
	ウ 最大積載量が2トンを超え、3トン以下のもの	〃	12,000円
	エ 最大積載量が3トンを超え、4トン以下のもの	〃	15,000円
	オ 最大積載量が4トンを超え、5トン以下のもの	〃	18,500円
	カ 最大積載量が5トンを超え、6トン以下のもの	〃	22,000円
	キ 最大積載量が6トンを超え、7トン以下のもの	〃	25,500円
	ク 最大積載量が7トンを超え、8トン以下のもの	〃	29,500円
	ケ 最大積載量が8トンを超えるもの	〃	29,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額
	(2) 自家用(けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。)		
	ア 最大積載量が1トン以下のもの	〃	8,000円
	イ 最大積載量が1トンを超え、2トン以下のもの	〃	11,500円
	ウ 最大積載量が2トンを超え、3トン以下のもの	〃	16,000円
	エ 最大積載量が3トンを超え、4トン以下のもの	〃	20,500円
	オ 最大積載量が4トンを超え、5トン以下のもの	〃	25,500円
	カ 最大積載量が5トンを超え、6トン以下のもの	〃	30,000円
	キ 最大積載量が6トンを超え、7トン以下のもの	〃	35,000円
	ク 最大積載量が7トンを超え、8トン以下のもの	〃	40,500円
	ケ 最大積載量が8トンを超えるもの	〃	40,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額
	(3) けん引自動車		
	ア 営業用		
	(7) 小型自動車であるもの	〃	7,500円
(4) 普通自動車であるもの	〃	15,100円	
イ 自家用			
(7) 小型自動車であるもの	〃	10,200円	
(4) 普通自動車であるもの	〃	20,600円	
(4) 被けん引自動車			
ア 営業用			
(7) 小型自動車であるもの	〃	3,900円	
(4) 普通自動車であるもので最大積載量が8トン以下のもの	〃	7,500円	
(9) 普通自動車であるもので最大積載量が8トンを超えるもの	〃	7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額	
イ 自家用			
(7) 小型自動車であるもの	〃	5,300円	
(4) 普通自動車であるもので最大積載量が8トン以下のもの	〃	10,200円	
(9) 普通自動車であるもので最大積載量が8トンを超えるもの	〃	10,200円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額	

(その4)

(平成30年12月1日現在)

税目	課 税 標 準	税 率	
自動車税	3 バス(三輪の小型自動車であるものを除く。)		
	(1) 営業用		
	ア 一般乗合用のもの		
	(7) 乗車定員が30人以下のもの	1台につき 年額	12,000円
	(イ) 乗車定員が30人を超え、40人以下のもの	〃	14,500円
	(ウ) 乗車定員が40人を超え、50人以下のもの	〃	17,500円
	(エ) 乗車定員が50人を超え、60人以下のもの	〃	20,000円
	(オ) 乗車定員が60人を超え、70人以下のもの	〃	22,500円
	(カ) 乗車定員が70人を超え、80人以下のもの	〃	25,500円
	(キ) 乗車定員が80人を超えるもの	〃	29,000円
	イ 一般乗合用のもの以外のもの		
	(7) 乗車定員が30人以下のもの	〃	26,500円
	(イ) 乗車定員が30人を超え、40人以下のもの	〃	32,000円
	(ウ) 乗車定員が40人を超え、50人以下のもの	〃	38,000円
	(エ) 乗車定員が50人を超え、60人以下のもの	〃	44,000円
	(オ) 乗車定員が60人を超え、70人以下のもの	〃	50,500円
	(カ) 乗車定員が70人を超え、80人以下のもの	〃	57,000円
	(キ) 乗車定員が80人を超えるもの	〃	64,000円
	(2) 自家用		
	ア 乗車定員が30人以下のもの	〃	33,000円
	イ 乗車定員が30人を超え、40人以下のもの	〃	41,000円
	ウ 乗車定員が40人を超え、50人以下のもの	〃	49,000円
	エ 乗車定員が50人を超え、60人以下のもの	〃	57,000円
	オ 乗車定員が60人を超え、70人以下のもの	〃	65,500円
	カ 乗車定員が70人を超え、80人以下のもの	〃	74,000円
	キ 乗車定員が80人を超えるもの	〃	83,000円
	4 特種用途自動車		
(1) 霊きゅう車	1台につき 年額	12,000円	
(2) キャンピング車(自家用に限る。)			
ア 総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの	〃	23,600円	
イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの	〃	27,600円	
ウ 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの	〃	31,600円	
エ 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの	〃	36,000円	
オ 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの	〃	40,800円	
カ 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの	〃	46,400円	
キ 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの	〃	53,200円	
ク 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの	〃	61,200円	
ケ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの	〃	70,400円	
コ 総排気量が6リットルを超えるもの	〃	88,800円	
(3) キャンピングトレーラー及びボートトレーラー(自家用の被けん引自動車に限る。)			
ア 二輪の小型自動車であるもの	〃	3,200円	
イ 三輪以上の小型自動車であるもの	〃	5,300円	
ウ 普通自動車であるもの	〃	10,200円	
(4) 二輪の小型自動車である被けん引自動車((3)を除く。)			
ア 営業用	〃	2,400円	
イ 自家用	〃	3,200円	
(5) その他	〃		
5 三輪の小型自動車			
(1) 営業用	1台につき 年額	4,500円	
(2) 自家用	〃	6,000円	

当該自動車の構造、用途等に  
従って乗用車、トラック、バス  
又は三輪の小型自動車の別に  
区分し、当該区分に対応する額



(平成30年12月1日現在)

税目	課 税 標 準	税 率	
自動車税	6 トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるもの(トラックの税率に次の区分に応じ、それぞれを加算した額とする。)		
	(1) 営業用 ア 総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの ウ 総排気量が1.5リットルを超えるもの (2) 自家用 ア 総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの ウ 総排気量が1.5リットルを超えるもの	1台につき 年額 " " " " " " " " " " " "	
	7 バスのうち通学用 (1) 乗車定員が30人以下のもの (2) 乗車定員が30人を超え、40人以下のもの (3) 乗車定員が40人を超え、50人以下のもの (4) 乗車定員が50人を超え、60人以下のもの (5) 乗車定員が60人を超え、70人以下のもの (6) 乗車定員が70人を超え、80人以下のもの (7) 乗車定員が80人を超えるもの	1台につき 年額 " " " " " " " " " " " "	
	8 グリーン化特例 (1) 軽課 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに新車新規登録を受けた自動車 ~ 新車新規登録された翌年度の1年間 ア 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 イ 平成30年排出ガス基準値より50%以上又は平成17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能が良く、かつ、平成32年度燃費基準値を30%以上達成した自動車 ウ 平成30年排出ガス基準値より50%以上又は平成17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能が良く、かつ、平成32年度燃費基準値を10%以上達成した自動車(イの自動車を除く。) (2) 重課(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車のうちガソリンを燃料とするもの、一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。) ア 新車新規登録が平成17年3月31日以前のガソリン車及びLPG車(バス、トラックを除く。) イ 新車新規登録が平成17年3月31日以前のガソリン車及びLPG車(バス、トラックに限る。) ウ 新車新規登録が平成19年3月31日以前のディーゼル車(バス、トラックを除く。) エ 新車新規登録が平成19年3月31日以前のディーゼル車(バス、トラックに限る。)	1台につき 年額 "	
	9 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車 (1) 普通乗用車 ア 総排気量が4.5リットル以下のもの イ 総排気量が4.5リットルを超えるもの (2) 小型乗用車 (3) 普通トラック (4) 小型トラック (5) 特種用途車	1台につき 年額 " " " " " " " " " "	
	鉱区税	1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 (1) 試掘鉱区 (2) 採掘鉱区	面積100㎡ごとに年額 " " " "
		2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区	" "
		3 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区	" "

当該自動車の構造、用途等に従って普通乗用車、小型乗用車、普通トラック又は小型トラックの別に区分し、当該区分に対応する額

1の各税率の2/3

(その5)

(平成30年12月1日現在)

税目	課税標準	税率	
道 固 定 資 産 税	1 人口 5,000人未満の町村・・・・・・・・・・ 5億円		
	2 人口 5,000人以上10,000人未満の市町村 (1) 人口 6,000人未満の場合にあつては・・・ 5億4千4百万円 (2) 人口 6,000人以上の場合にあつては5億4千4百万円に人口5,000人から計算して人口 1,000人を増すごとに4千4百万円を加算した額		
	3 人口10,000人以上30,000人未満の市町村 (1) 人口12,000人未満の場合にあつては・・・ 7億6千8百万円 (2) 人口12,000人以上の場合にあつては7億6千8百万円に人口10,000人から計算して人口 2,000人を増すごとに4千8百万円を加算した額	左の金額を超える部分の金額 (特例該当分を除く。)	1.4/100
	4 人口30,000人以上200,000人未満の市町村 (1) 人口35,000人未満の場合にあつては・・・・・・ 12億8千万円 (2) 人口35,000人以上の場合にあつては12億8千万円に人口30,000人から計算して人口 5,000人を増すごとに8千万円を加算した額		
	5 人口 200,000人以上の市・・・・・・・・・・ 40億円		
狩       税	1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける次の個人 (1) 道民税の所得割額を納める人 (2) 道民税の所得割額を納める人の控除対象配偶者か扶養親族 (この場合、農業、水産業又は林業に従事している人を除く。)		16,500円
	2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける1以外の人		11,000円
	3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける次の個人 (1) 道民税の所得割額を納める人 (2) 道民税の所得割額を納める人の控除対象配偶者か扶養親族 (この場合、農業、水産業又は林業に従事している人を除く。)		8,200円
	4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける3以外の人		5,500円
	5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人		5,500円
	6 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける人		1～5の各税率の1/4
	7 6の狩猟者の登録を受けている人が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録を受ける人		1～5の各税率の3/4
	8 狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可(鳥獣の管理の目的とする鳥獣の捕獲等に係るもので、道の区域を対象とするものに限る。)を受けて当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った人(平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける登録に限る。)		1～5の各税率の1/2
核 燃 料 税	1 価額割 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額		8.5/100
	2 出力割 発電用原子炉の熱出力		37,750円/kW
循 利 用 環 促 進 資 源 税	産業廃棄物の最終処分場への処分のための搬入	1トンにつき	1,000円

## 2 道税賦課期日・納期・徴収方法一覧

(平成30年12月1日現在)

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法	
道 民 税	1月1日	6、8、10、1月中（市町村民税と同じ。） 当月分を翌月10日（市町村民税と同じ。） 法人税と同じ（公共法人など4月30日） 当月分を翌月10日 当月分を翌月10日（「源泉徴収選択口座内配当等に係る道民税配当割」については、1年分を翌年1月10日）	普通徴収 給与支払者が特別徴収して納入 申告納付 特別徴収 " " " " " "	
		株式等譲渡所得割	1月10日	"
		個人	第1期 8月15日～8月31日 第2期 11月15日～11月30日	普通徴収
事 業 税	個人	事業年度終了の日から2か月以内 中間申告納付にあつては事業年度開始日から6か月を経過した日から2か月以内	申告納付	
地 方 消 費 税		個人の場合は原則として3月31日 法人の場合は事業年度が終了した日から原則として2か月以内	申告納付	
不 動 産 取 得 税		知事が定める納期	普通徴収	
道 た ば こ 税		当月分を翌月末日	申告納付、普通徴収	
ゴ ル フ 場 利 用 税		当月分を翌月15日	特別徴収	
自 動 車 取 得 税		登録又は届出の時	証紙徴収	
軽 油 引 取 税		当月分を翌月末日	特別徴収、申告納付、普通徴収	
自 動 車 税	4月1日	5月15日～5月31日	普通徴収、証紙徴収	
鉦 区 税	4月1日	5月15日～5月31日	普通徴収	
道 固 定 資 産 税	当該年度の初日の属する年の1月1日	4月15日～4月30日 7月15日～7月31日 12月15日～12月25日 翌年2月15日～2月末日	普通徴収	
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける日		証紙徴収	
核 燃 料 税	価額割 出力割	核燃料を挿入した日から起算して2か月後の月末	申告納付	
		4月末日（12月1日から2月末日までの分） 7月末日（3月1日から5月末日までの分） 10月末日（6月1日から8月末日までの分） 1月末日（9月1日から11月末日までの分）	"	
循 環 資 源 利 用 促 進 税		4月末日（1月1日から3月末日までの分） 7月末日（4月1日から6月末日までの分） 10月末日（7月1日から9月末日までの分） 1月末日（10月1日から12月末日までの分）	特別徴収、申告納付	



## 第 5 租 税 負 担 に 関 す る 調

## 1 租税（課税額）

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	千円	千円	千円	千円	千円
課税額					
国 税	1,128,734,000	1,105,757,000	1,113,772,000	1,123,156,000	1,129,556,000
道 税	590,975,879	525,470,614	506,163,707	494,762,695	504,245,384
市町村税	715,822,731	691,441,687	689,434,024	691,698,862	678,812,268
計	<b>2,435,532,610</b>	<b>2,322,669,301</b>	<b>2,309,369,731</b>	<b>2,309,617,557</b>	<b>2,312,613,652</b>
人口	5,543,556	5,520,894	5,498,916	5,474,216	5,444,307
世帯数	2,637,145	2,654,310	2,670,572	2,685,761	2,692,051
	円	円	円	円	円
一人当たり					
国 税	203,612	200,286	202,544	205,172	207,475
道 税	106,606	95,178	92,048	90,380	92,619
市町村税	129,127	125,241	125,376	126,356	124,683
計	<b>439,345</b>	<b>420,705</b>	<b>419,968</b>	<b>421,908</b>	<b>424,777</b>
	円	円	円	円	円
一世帯当たり					
国 税	428,014	416,589	417,054	418,189	419,589
道 税	224,097	197,969	189,534	184,217	187,309
市町村税	271,438	260,498	258,160	257,543	252,154
計	<b>923,549</b>	<b>875,056</b>	<b>864,748</b>	<b>859,949</b>	<b>859,052</b>

- (注) 1 課税額は、現年課税分である（国税を除く。）。
- 2 国税は、租税及び印紙収入の速報値（国税庁調）から地方消費税（※）・関税・とん税・特別とん税並びに税関収入分を除くものである。  
※地方消費税は、平成25年度までは消費税及び地方消費税の20%相当額、平成26年度以降は消費税及び地方消費税の21.25%相当額。
- 3 市町村税は国民健康保険税を除いたものである。（道市町村課調）
- 4 人口及び世帯数は、平成24年度までは各年度3月末現在、平成25年度以降は各年度1月1日現在の住民登録による。

## 負担額累年比較

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	区 分
千円	千円	千円	千円	千円	
1,178,676,000	1,302,728,000	1,425,460,000	1,436,546,000	1,498,704,000	国 税
515,954,728	530,644,275	589,754,997	603,085,911	614,224,309	道 税
687,670,995	701,140,365	696,953,300	706,658,332	715,457,866	市 町 村 税
<b>2,382,301,723</b>	<b>2,534,512,640</b>	<b>2,712,168,297</b>	<b>2,746,290,243</b>	<b>2,828,386,175</b>	計
5,463,045	5,431,658	5,401,210	5,370,807	5,339,539	人 口
2,722,712	2,738,172	2,751,282	2,761,826	2,772,845	世 帯 数
円	円	円	円	円	
215,754	239,840	263,915	267,473	280,680	国 税
94,445	97,695	109,189	112,290	115,033	道 税
125,877	129,084	129,037	131,574	133,993	市 町 村 税
<b>436,076</b>	<b>466,619</b>	<b>502,141</b>	<b>511,337</b>	<b>529,706</b>	計
円	円	円	円	円	
432,905	475,766	518,108	520,144	540,493	国 税
189,500	193,795	214,356	218,365	221,514	道 税
252,568	256,061	253,319	255,866	258,023	市 町 村 税
<b>874,973</b>	<b>925,622</b>	<b>985,783</b>	<b>994,375</b>	<b>1,020,030</b>	計

## 2 振興局別

(1世帯当たり、1人当たり)

総合振興局等	26年度					27年度				
	道税	世帯数	人口	1世帯 当たり	1人 当たり	道税	世帯数	人口	1世帯 当たり	1人 当たり
	千円		人	円	円	千円		人	円	円
空知	10,541,893	157,306	315,732	67,015	33,389	10,268,914	156,138	309,844	65,768	33,142
石狩	16,035,008	195,968	424,288	81,825	37,793	16,496,469	197,798	423,282	83,401	38,973
後志	8,294,976	114,588	221,917	72,390	37,379	8,518,689	114,303	218,687	74,527	38,954
胆振	18,822,166	205,559	407,396	91,566	46,201	19,251,687	205,727	404,206	93,579	47,628
日高	2,590,317	35,085	71,504	73,830	36,226	2,712,148	34,835	70,227	77,857	38,620
渡島	15,283,649	211,411	415,696	72,294	36,766	15,566,199	211,468	410,741	73,610	37,898
檜山	1,107,677	19,626	39,740	56,439	27,873	1,089,450	19,474	38,807	55,944	28,074
上川	21,768,873	254,827	514,080	85,426	42,345	22,454,227	256,216	509,984	87,638	44,029
留萌	1,828,694	24,977	49,694	73,215	36,799	1,753,443	24,718	48,696	70,938	36,008
宗谷	3,884,388	33,985	68,512	114,297	56,696	3,814,510	33,614	67,327	113,480	56,656
オホーツク	13,588,038	144,200	297,037	94,230	45,745	13,237,970	143,971	293,259	91,949	45,141
十勝	16,445,832	165,626	348,574	99,295	47,180	16,976,839	166,664	346,566	101,863	48,986
釧路	9,782,886	123,881	242,232	78,970	40,386	9,982,219	124,060	239,477	80,463	41,683
根室	3,664,086	35,149	79,240	104,244	46,240	3,830,971	35,156	78,275	108,971	48,942
札幌道務所	206,174,629	1,015,984	1,936,016	202,931	106,494	209,299,684	1,027,140	1,941,832	203,769	107,785
<b>合計</b>	<b>349,813,112</b>	<b>2,738,172</b>	<b>5,431,658</b>	<b>127,754</b>	<b>64,403</b>	<b>355,253,419</b>	<b>2,751,282</b>	<b>5,401,210</b>	<b>129,123</b>	<b>65,773</b>

(注) 1 道税額は、現年課税分調定額である。

2 人口及び世帯数は、平成24年度までは各年度3月末現在、平成25年度以降は各年度1月1日現在の住民登録による。

3 道税額は、道民税利子割、道民税配当割、道民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道たばこ税、自動車取得税、自動車税、釧路区税、道固定資産税、核燃料税及び旧法による税を除いた数値である。



## 道税負担額調

28 年 度					29 年 度					総合振興局等
道 税	世 帯 数	人 口	1 世帯 当たり	1 人 当たり	道 税	世 帯 数	人 口	1 世帯 当たり	1 人 当たり	
千円		人	円	円	千円		人	円	円	
10,604,413	154,922	304,555	68,450	34,819	11,028,989	153,827	299,132	71,697	36,870	空 知
17,364,790	199,738	422,742	86,938	41,077	17,717,136	201,753	422,229	87,816	41,961	石 狩
8,931,334	114,374	215,948	78,089	41,359	9,243,755	114,011	213,005	81,078	43,397	後 志
20,024,369	205,579	400,072	97,405	50,052	20,772,043	205,510	396,043	101,076	52,449	胆 振
2,886,975	34,734	69,194	83,117	41,723	3,100,806	34,551	67,971	89,746	45,620	日 高
16,275,776	211,171	405,651	77,074	40,123	16,526,697	210,837	400,823	78,386	41,232	渡 島
1,123,236	19,402	38,037	57,893	29,530	1,155,261	19,172	37,120	60,258	31,122	檜 山
22,915,180	255,852	505,390	89,564	45,342	23,252,378	256,241	501,046	90,744	46,408	上 川
1,861,994	24,562	47,789	75,808	38,963	1,986,992	24,391	46,834	81,464	42,426	留 萌
3,729,630	33,299	66,161	112,004	56,372	4,120,358	33,164	65,039	124,242	63,352	宗 谷
14,130,769	143,632	289,331	98,382	48,839	14,714,233	143,167	285,525	102,777	51,534	オホーツク
18,503,429	167,604	344,720	110,400	53,677	19,166,193	168,603	342,668	113,676	55,932	十 勝
10,293,009	124,154	236,595	82,905	43,505	10,372,595	124,107	233,713	83,578	44,382	釧 路
4,255,550	35,070	77,128	121,344	55,175	4,286,402	35,042	76,043	122,322	56,368	根 室
222,791,354	1,037,733	1,947,494	214,690	114,399	227,901,512	1,048,469	1,952,348	217,366	116,732	札幌道税所 事務所
<b>375,691,808</b>	<b>2,761,826</b>	<b>5,370,807</b>	<b>136,030</b>	<b>69,951</b>	<b>385,345,350</b>	<b>2,772,845</b>	<b>5,339,539</b>	<b>138,971</b>	<b>72,168</b>	<b>合 計</b>

## 3 平成29年度 税目

(その1)

総合振興局等	個人道民税			法人道民税			個人事業税		
	税額	納税義務者	1人当たり税額	税額	納税義務者	1人当たり税額	税額	納税義務者	1人当たり税額
	千円		円	千円		円	千円		円
空知	7,447,433	137,612	54,119	382,861	5,641	67,871	120,004	1,083	110,807
石狩	11,947,124	196,417	60,825	614,444	6,333	97,023	213,510	1,693	126,113
後志	5,349,510	96,139	55,643	365,888	4,907	74,564	117,411	873	134,491
胆振	11,517,839	185,967	61,935	828,045	7,201	114,990	248,709	1,714	145,104
日高	1,969,383	32,030	61,486	127,730	1,838	69,494	49,202	345	142,614
渡島	10,983,057	183,724	59,780	543,779	8,039	67,643	347,519	2,423	143,425
檜山	904,903	16,292	55,543	37,468	792	47,308	12,281	119	103,202
上川	13,862,984	232,409	59,649	673,030	10,081	66,762	305,964	2,268	134,905
留萌	1,343,222	22,406	59,949	68,857	1,041	66,145	50,602	176	287,511
宗谷	2,705,009	33,291	81,253	129,265	1,430	90,395	59,325	327	181,422
オホーツク	9,678,785	141,453	68,424	475,285	5,752	82,630	297,572	1,839	161,812
十勝	11,266,731	167,936	67,089	758,164	7,242	104,690	330,988	2,142	154,523
釧路	6,695,956	108,484	61,723	332,705	4,772	69,720	161,083	1,087	148,190
根室	2,903,935	39,003	74,454	177,924	2,007	88,652	70,620	453	155,894
札幌道税	67,080,219	932,779	71,914	13,862,639	56,536	245,200	2,232,778	11,621	192,133
<b>合計</b>	<b>165,656,090</b>	<b>2,525,942</b>	<b>65,582</b>	<b>19,378,084</b>	<b>123,612</b>	<b>156,765</b>	<b>4,617,568</b>	<b>28,163</b>	<b>163,959</b>

(その2)

総合振興局等	自動車取得税			軽油引取税			自動車税		
	税額	納税義務者	1人当たり税額	税額	納税義務者	1人当たり税額	税額	納税義務者	1人当たり税額
	千円		円	千円		円	千円		円
空知	-	-	-	630,290	17	37,075,882	-	-	-
石狩	-	-	-	388,930	13	29,917,692	-	-	-
後志	-	-	-	927,137	17	54,537,471	-	-	-
胆振	872,808	19,763	44,164	2,177,003	25	87,080,120	7,835,431	229,072	34,205
日高	-	-	-	230,488	11	20,953,455	-	-	-
渡島	708,205	18,020	39,301	1,155,668	25	46,226,720	5,661,349	170,800	33,146
檜山	-	-	-	29,951	2	14,975,500	-	-	-
上川	1,050,802	24,844	42,296	3,817,448	31	123,143,484	9,936,912	296,617	33,501
留萌	-	-	-	184,716	8	23,089,500	-	-	-
宗谷	-	-	-	610,810	7	87,258,571	-	-	-
オホーツク	462,116	10,854	42,576	1,127,620	25	45,104,800	4,902,440	143,959	34,054
十勝	646,589	13,948	46,357	1,806,237	22	82,101,682	6,360,991	189,375	33,589
釧路	527,908	12,490	42,266	1,064,366	18	59,131,444	5,338,883	157,188	33,965
根室	-	-	-	185,699	8	23,212,375	-	-	-
札幌道税	4,870,060	106,940	45,540	45,014,865	140	321,534,750	36,659,327	1,095,092	33,476
<b>合計</b>	<b>9,138,488</b>	<b>206,859</b>	<b>44,177</b>	<b>59,351,228</b>	<b>369</b>	<b>160,843,436</b>	<b>76,695,333</b>	<b>2,282,103</b>	<b>33,607</b>

(注) 1 道民税利子割及び道たばこ税は本表から除外した。  
 なお、個人道民税には道民税配当割及び道民税株式等譲渡所得割は含まない。  
 2 税額は現年課税分調定額である。

## 別道税負担額調

法人事業税			不動産取得税			ゴルフ場利用税			総合振興局等
税額	納税義務者	1人当たり税額	税額	納税義務者	1人当たり税額	税額	納税義務者	1人当たり税額	
千円		円	千円		円	千円		円	
1,522,175	5,408	281,467	654,148	5,483	119,305	140,599	18	7,811,056	空知
2,587,530	6,165	419,713	1,308,954	6,065	215,821	567,084	32	17,721,375	石狩
1,734,255	4,766	363,881	631,768	4,548	138,911	88,322	12	7,360,167	後志
4,538,011	6,961	651,919	838,028	6,607	126,839	365,438	22	16,610,818	胆振
606,460	1,783	340,135	110,634	1,134	97,561	4,579	1	4,579,000	日高
2,450,155	7,831	312,879	962,136	4,867	197,686	64,963	9	7,218,111	渡島
127,334	778	163,668	22,839	593	38,514	-	-	-	檜山
3,190,134	9,727	327,967	1,255,688	9,786	128,315	71,995	15	4,799,667	上川
265,944	1,013	262,531	69,629	773	90,076	2,475	1	2,475,000	留萌
488,396	1,406	347,366	104,082	1,073	97,001	6,854	4	1,713,500	宗谷
2,429,326	5,584	435,051	600,852	5,298	113,411	33,343	9	3,704,778	オホーツク
3,906,433	7,054	553,790	956,041	6,007	159,154	89,083	8	11,135,375	十勝
1,602,682	4,685	342,088	439,099	3,512	125,028	48,419	6	8,069,833	釧路
801,448	1,986	403,549	137,936	1,375	100,317	952	1	952,000	根室
86,876,707	55,007	1,579,375	7,134,039	26,735	266,843	146,992	10	14,699,200	札幌道税
<b>113,126,990</b>	<b>120,154</b>	<b>941,517</b>	<b>15,225,873</b>	<b>83,856</b>	<b>181,572</b>	<b>1,631,098</b>	<b>148</b>	<b>11,020,932</b>	<b>合計</b>

鉦区税			狩猟税			循環資源利用促進税			総合振興局等
税額	納税義務者	1人当たり税額	税額	納税義務者	1人当たり税額	税額	納税義務者	1人当たり税額	
千円		円	千円		円	千円		円	
-	-	-	2,473	296	8,355	128,984	44	2,931,455	空知
-	-	-	38,913	2,535	15,350	50,645	26	1,947,885	石狩
-	-	-	195	15	13,000	29,269	12	2,439,083	後志
-	-	-	1,238	128	9,672	257,734	38	6,782,474	胆振
-	-	-	277	27	10,259	2,054	7	293,429	日高
-	-	-	1,336	140	9,543	18,072	14	1,290,857	渡島
-	-	-	141	15	9,400	20,344	9	2,260,444	檜山
-	-	-	1,707	187	9,128	73,429	27	2,719,593	上川
-	-	-	112	11	10,182	1,434	6	239,000	留萌
-	-	-	484	54	8,963	16,131	17	948,882	宗谷
-	-	-	499	39	12,795	70,951	42	1,689,310	オホーツク
-	-	-	3,122	326	9,577	49,395	38	1,299,868	十勝
-	-	-	734	61	12,033	27,551	32	860,969	釧路
-	-	-	365	30	12,167	7,525	15	501,667	根室
31,275	97	322,423	-	-	-	31,263	7	4,466,143	札幌道税
<b>31,275</b>	<b>97</b>	<b>322,423</b>	<b>51,596</b>	<b>3,864</b>	<b>13,353</b>	<b>784,781</b>	<b>334</b>	<b>2,349,644</b>	<b>合計</b>

3 鉦区税は全道の負担額のみ表示した。

4 自動車税、自動車取得税の納税義務者はそれぞれ課税台数、課税件数である。

## 4 所得に対する

## (1) 本道分

年 度	道民所得 (A)	租 税 負 担 額 (B)				人 口 (C)
		総 額	国 税	道 税	市 町 村 税	
	百万円	千円	千円	千円	千円	千人
平成 20 年度	13,625,912	2,425,829,891	1,132,987,035	585,682,876	707,159,980	5,544
21	13,333,969	2,317,252,448	1,108,714,418	523,628,418	684,909,612	5,521
22	13,443,923	2,307,973,720	1,118,960,728	504,131,995	684,880,997	5,499
23	13,397,653	2,315,083,518	1,130,976,141	494,690,222	689,417,155	5,474
24	13,220,024	2,319,634,450	1,138,356,929	502,947,981	678,329,540	5,444
25	13,508,458	2,394,110,329	1,190,809,715	515,747,437	687,553,177	5,463
26	13,534,120	2,584,102,021	1,352,117,883	531,446,500	700,537,638	5,432
27	13,935,514	2,783,511,515	1,497,091,334	589,579,583	696,840,598	5,401
28	-	2,821,471,895	1,511,173,236	603,841,498	706,457,161	5,371
29	-	-	-	614,165,876	715,764,817	5,340

- (注) 1 税額は収入決算額（地方消費税分については清算前の額である。）である。  
2 国税は租税及び印紙収入であるが、関税・とん税・特別とん税並びに税関収入分を除くものである。（札幌国税局）  
3 市町村税は国民健康保険税を除いたものである。（道市町村課調）  
4 人口は平成24年度までは各年度3月末現在、平成25年度以降は各年度1月1日現在の住民登録による。

(資料) 道民所得……道経済部経済企画課「道民経済計算」

## (2) 全国分

年 度	国民所得 (A)	租 税 負 担 額 (B)				人 口 (C)
		総 額	国 税	道 府 県 税	市 町 村 税	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	千人
平成 20 年度	363,991,300	90,925,832	51,367,306	17,928,048	21,630,478	127,076
21	353,422,200	81,889,383	46,706,429	14,654,541	20,528,413	127,058
22	361,924,100	81,528,354	47,212,024	14,026,237	20,290,093	126,923
23	358,402,900	81,527,959	47,356,542	13,794,040	20,377,377	126,660
24	359,826,700	83,321,525	48,860,765	14,145,587	20,315,173	128,374
25	374,218,900	87,389,870	52,015,584	14,773,853	20,600,433	128,438
26	379,186,800	95,823,150	59,037,699	15,683,495	21,101,956	128,226
27	390,305,000	103,418,517	64,319,954	18,022,240	21,076,323	128,066
28	391,715,600	103,238,809	63,846,417	18,114,031	21,278,361	127,907
29	-	-	-	-	-	127,707

- (注) 1 税額は収入決算額である。  
2 国税は租税及び印紙収入額の総額である。（国税庁調）  
3 道府県税は地方税第734条、735条の都等の特例によるものを除き、都の特別区民税として徴収する道府県民税相当額を加えたものである。  
4 市町村税は国民健康保険税を除いた額である。  
5 人口は平成24年度までは各年度3月末現在、平成25年度以降は各年度1月1日現在の住民登録による。

(資料) 1 国民所得……内閣府 経済社会総合研究所「各年版国民経済計算年報」  
2 道府県税、市町村税……総務省「各年度道府県税、市町村税決算見込額調」



## 5 地方税収入額と人口1人当たり

都道府県	税 収 入 額			人 口	人 口 総 額
	総 額	道 府 県 税	市 町 村 税		
	百万円	百万円	百万円	人	円
北海道	1,379,901	673,444	706,457	5,370,807	256,926
青森	313,517	163,275	150,242	1,323,861	236,820
岩手	304,879	153,981	150,898	1,277,271	238,696
宮城	668,701	331,181	337,520	2,319,438	288,303
秋田	222,799	111,599	111,200	1,029,196	216,479
山形	261,035	126,638	134,398	1,118,468	233,386
福島	524,716	265,779	258,937	1,938,559	270,673
茨城	827,060	394,527	432,532	2,960,458	279,369
栃木	590,137	279,019	311,119	1,991,597	296,313
群馬	589,254	281,001	308,253	1,998,275	294,881
埼玉	1,973,651	864,865	1,108,786	7,343,807	268,750
千葉	1,773,558	788,576	984,981	6,283,602	282,252
東京	7,087,574	3,180,344	3,907,230	13,530,053	523,839
神奈川	2,927,789	1,250,485	1,677,305	9,155,389	319,789
新潟	612,223	289,349	322,874	2,300,923	266,077
富山	313,697	146,580	167,117	1,074,705	291,891
石川	340,691	162,425	178,266	1,153,627	295,322
福井	244,044	118,724	125,320	794,433	307,193
山梨	233,208	112,700	120,508	844,717	276,078
長野	566,346	270,140	296,206	2,126,064	266,382
岐阜	560,181	263,523	296,657	2,066,266	271,108
静岡	1,172,562	541,660	630,902	3,756,865	312,112
愛知	2,744,187	1,274,405	1,469,782	7,532,231	364,326
三重	533,420	252,619	280,800	1,841,753	289,626
滋賀	397,424	182,942	214,482	1,420,260	279,825
京都	730,588	327,979	402,608	2,569,410	284,341
大阪	2,866,519	1,299,188	1,567,331	8,861,437	323,482
兵庫	1,608,762	707,741	901,021	5,606,545	286,944
奈良	311,098	141,690	169,408	1,380,181	225,404
和歌山	234,185	103,626	130,559	984,689	237,826
鳥取	129,759	63,770	65,988	575,264	225,564
島根	163,552	79,114	84,439	696,382	234,860
岡山	527,693	243,243	284,450	1,927,632	273,752
広島	829,313	381,288	448,024	2,857,475	290,226
山口	371,335	175,865	195,470	1,408,588	263,622
徳島	189,786	90,573	99,213	764,213	248,342
香川	268,244	133,742	134,501	997,811	268,832
愛媛	344,989	163,826	181,163	1,405,325	245,487
高知	162,683	78,716	83,967	732,535	222,082
福岡	1,383,790	641,666	742,123	5,126,389	269,935
佐賀	198,387	98,579	99,808	837,977	236,745
長崎	295,706	138,454	157,252	1,392,950	212,288
熊本	401,292	194,972	206,319	1,798,149	223,169
大分	286,775	133,638	153,137	1,176,891	243,672
宮崎	249,818	120,545	129,274	1,119,544	223,143
鹿児島	370,322	174,985	195,337	1,668,003	222,015
沖縄	305,245	141,050	164,196	1,467,071	208,064
<b>合 計</b>	<b>39,392,391</b>	<b>18,114,031</b>	<b>21,278,361</b>	<b>127,907,086</b>	<b>307,977</b>

(注) 1 人口は、平成29年1月1日現在の住民登録による。

2 地方消費税は、都道府県間における精算後の額である。

(資料) 総務省自治税務局「平成30年度地方税に関する参考計数資料」

## 税額都道府県別比較 (平成28年度)

1 人 当 た り 税 額		1 人 当 た り 税 額 指 数 (全国平均=100)				都道府県
道 府 県 税	市 町 村 税	総 額	道 府 県 税	市 町 村 税		
円	円					
125,390	131,536	83.4	88.5	79.1	北海道	
123,332	113,488	76.9	87.1	68.2	青 森	
120,555	118,141	77.5	85.1	71.0	岩 手	
142,785	145,518	93.6	100.8	87.5	宮 城	
108,433	108,046	70.3	76.6	64.9	秋 田	
113,225	120,163	75.8	80.0	72.2	山 形	
137,101	133,572	87.9	96.8	80.3	福 島	
133,266	146,103	90.7	94.1	87.8	茨 城	
140,098	156,216	96.2	98.9	93.9	栃 木	
140,622	154,260	95.7	99.3	92.7	群 馬	
117,768	150,982	87.3	83.2	90.8	埼 玉	
125,497	156,754	91.6	88.6	94.2	千 葉	
235,058	288,782	170.1	166.0	173.6	東 京	
136,585	183,204	103.8	96.4	110.1	神 奈 川	
125,753	140,324	86.4	88.8	84.4	新 潟	
136,391	155,500	94.8	96.3	93.5	富 山	
140,795	154,527	95.9	99.4	92.9	石 川	
149,445	157,748	99.7	105.5	94.8	福 井	
133,417	142,661	89.6	94.2	85.8	山 梨	
127,061	139,321	86.5	89.7	83.7	長 野	
127,536	143,572	88.0	90.1	86.3	岐 阜	
144,179	167,933	101.3	101.8	100.9	静 岡	
169,194	195,132	118.3	119.5	117.3	愛 知	
137,162	152,463	94.0	96.9	91.6	三 重	
128,809	151,016	90.9	91.0	90.8	滋 賀	
127,648	156,693	92.3	90.1	94.2	京 都	
146,611	176,871	105.0	103.5	106.3	大 阪	
126,235	160,709	93.2	89.1	96.6	兵 庫	
102,660	122,743	73.2	72.5	73.8	奈 良	
105,237	132,589	77.2	74.3	79.7	和 歌 山	
110,853	114,709	73.2	78.3	69.0	鳥 取	
113,607	121,254	76.3	80.2	72.9	島 根	
126,187	147,564	88.9	89.1	88.7	岡 山	
133,435	156,790	94.2	94.2	94.2	広 島	
124,852	138,770	85.6	88.2	83.4	山 口	
118,518	129,824	80.6	83.7	78.0	徳 島	
134,035	134,796	87.3	94.6	81.0	香 川	
116,575	128,912	79.7	82.3	77.5	愛 媛	
107,457	114,625	72.1	75.9	68.9	高 知	
125,169	144,765	87.6	88.4	87.0	福 岡	
117,639	119,106	76.9	83.1	71.6	佐 賀	
99,396	112,891	68.9	70.2	67.9	長 崎	
108,429	114,740	72.5	76.6	69.0	熊 本	
113,552	130,120	79.1	80.2	78.2	大 分	
107,673	115,470	72.5	76.0	69.4	宮 崎	
104,907	117,108	72.1	74.1	70.4	鹿 児 島	
96,144	111,921	67.6	67.9	67.3	沖 縄	
<b>141,619</b>	<b>166,358</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>合 計</b>	

